

令和8年度（2026年度）熊本県eラーニング研修業務
企画コンペ実施要領

1 業務名

令和8年度（2026年度）熊本県eラーニング研修業務

2 業務の目的

eラーニング研修により時間・場所に制約されない研修機会を提供するとともに、職員各々の課題・理解度等のニーズに応じた知識・能力の向上を図るため、職員の自己啓発支援を行う。

3 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月26日（金）まで。

4 業務内容

別添「令和8年度（2026年度）熊本県eラーニング研修業務基本仕様書」のとおり。

5 予算額（執行上限額）

1,900千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとする。そのため、提示した額とは必ずしも一致しない。

6 受講対象者及び受講予定人数（必要ID及びパスワード）

(1) 受講対象者

受講を希望する全職員（複数の職種あり）

(2) 必要ID数

110ID程度

※なお、IDは1日単位で、受講対象者間で自由に付け替えることができることとする。

7 企画コンペ応募要件

本企画コンペに応募できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(3) 次のいずれにも該当しない者。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続き開始の申立てをされた者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による更生手続き開始の申立てをされた者。

ウ 国又は地方公共団体から指名停止の処分を受けている者。

(4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者。

(5) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。

(6) 自己及び自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること、及び次の②及び③に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

④当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者

⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

(7) 本事業を実施するにあたり、遅滞なく事務処理を行う体制を有していること。

8 スケジュール

(1) ホームページ公開（募集開始）

令和8年（2026年）4月21日（火）

(2) 企画コンペ実施要領等に関する質問書の受付期限（業者→県）

令和8年（2026年）4月28日（火）

(3) 企画コンペ実施要領等に関する質問書への回答期限（県→業者）

令和8年（2026年）5月8日（金）

(4) 企画コンペ参加申込期限

令和8年（2026年）5月13日（水）※必着

(5) 企画提案書及び事業者の取組に関する申出書提出期限

令和8年（2026年）5月18日（月）※必着

(6) 企画コンペ審査会

令和8年（2026年）5月22日（金）※予定

(7) 審査会結果通知

審査終了後、決定次第、直ちに通知

(8) 運用開始

令和8年（2026年）7月1日（水）※予定

(9) 研修終了

令和9年（2027年）3月12日（金）

(10) 業務完了

令和9年（2027年）3月26日（金）

9 企画コンペに関する質問と回答

(1) 質問の受付期間は、令和8年（2026年）4月28日（火）までとし、質問書（別添様式1）にて電子メールにより行う。

(2) 質問書及び回答内容について、企画コンペの公平性を保つために、県ホームページでの内容の公表等を行う場合がある。

(3) 受付期間後の質問については、原則として回答しない。

(4) 提出先メールアドレス（以下の2人宛て、同送すること。）

ikeda-n-dn@pref.kumamoto.lg.jp

matsuda-k-dz@pref.kumamoto.lg.jp

（熊本県教育庁教育総務局学校人事課学校事務支援班 池田、松田宛て）

10 企画コンペ審査会

(1) 日時：令和8年（2026年）5月22日（金） ※時間は別途通知

(2) 実施方法：オンライン（Webex）にて実施

11 企画コンペ審査会参加申込み

(1) 提出物

ア 企画コンペ審査会参加申込書（別添様式2） 1部

イ 会社概要（様式任意） 1部

・事業内容、組織概要、会社の沿革、主な支店・営業所、その他参考となる事項等が記載してあれば、パンフレットなどの既存資料で可能。

ウ 登記事項証明書 1部

・法務局が提出日の3か月以内に発行した法人の登記事項証明書の原本に限る。

エ 納税証明書（原本、3か月以内に発行したもの） 1部

(ア) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

(イ) 県税に未納がないことの証明書

・原則として、熊本県税に未納がないことの証明書の提出が必要であるが、熊本県内に本社、支店、営業所等がない場合は、本社の所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書を提出すること。

オ 令和8年度（2026年度）の熊本県の入札参加資格を有する方は、ウ、エの書類は省略できる。その場合、企画コンペ審査会参加申込書の「入札参加資格」欄に登録番号を記入すること。

(2) 提出期限

令和8年（2026年）5月13日（水）

※持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着とする。

(3) 提出先

熊本県教育庁教育総務局学校人事課学校事務支援班 担当：池田

〒862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

12 企画提案書及び事業者の取組に関する申出書の提出

(1) 企画提案書及び事業者の取組に関する申出書の内容

【企画提案書（任意様式）】

ア 企画書

イ 業務実施計画 [実施体制、実施スケジュール等]

ウ 過去に受託した本業務類似の実績

・過去3年間に本業務と類似する業務の実績があれば示すこと

エ 概算見積書

オ 研修課目等が分かる資料等

【事業者の取組に関する申出書（別添様式3）】

・別添様式3のとおり

(2) 提出部数

【企画提案書】

6部（正本1部、副本5部）

【事業者の取組に関する申出書】

1部（別添様式3）

- (3) 提出期限
令和8年(2026年)5月18日(月)
※持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着とする
- (4) 提出先
上記「11 企画コンペ審査会参加申込み(3) 提出先」と同じ。

13 企画提案上の留意事項

- (1) コンピュータによる通信サービスであるため、OSやブラウザのバージョンなど、推奨するパソコン環境を記載すること。
- (2) 研修を受講する際にテキスト等を使用する場合は、新たに作成して別途提供するものではなく、通信サービス上で受講生自らが閲覧・印刷等ができるものであること。

14 審査基準

- (1) 企画提案書全般
 - ・研修目的を的確に把握し、学習ツール、機能等が職員各々の課題・理解度等のニーズに応じた知識・能力の向上が図れる内容となっているか。
- (2) 研修内容
 - ・コンテンツ内容など、研修効果を高める特徴的な工夫があるか。
 - ・研修講座が幅広く(多く)、内容に偏りがなく、バランス良く構成されているか。
- (3) 実施体制
 - ・システム不具合等の緊急時の対応など、研修業務を適切かつ円滑に執行できる体制を有しているか。
 - ・提案内容と見積額を比較し、費用対効果が期待できるか。
- (4) 独自提案
 - ・研修目的に資する効果的な独自提案があるか。
- (5) その他
 - ・県が推進している事業に係る事業者の取組の評価を行う。
(別途、「事業者の取組に関する申出書(以下、「申出書」という。)」を徴取し、申出書をもとに採点する。)

15 審査方法

- (1) 別途設置する審査委員会により、提出された企画書の内容を前述の審査基準項目に沿って厳正に審査し、採用案を決定する。
- (2) 審査員の審査結果を集計のうえ、合計点が最も高い案を採用とする。
- (3) 採用基準点数を6割とし、この点数に満たない場合は採用しない。

16 採否の通知

提出された企画提案書の採否については、審査終了後、書面で通知する。

17 契約方法

契約の相手方とは、企画提案内容を基にして、県と契約条件を協議し、双方合意のうえで契約を行う。

なお、必要な契約条件が合意に至らない場合、次点者と契約締結について協議する。

18 留意事項

- (1) 企画コンペに係る費用については、参加者の負担とし、提出された企画書等は返却しない。
- (2) 企画提案書は審査及び説明のためにその写しを作成し使用することがある。
また、熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある。
- (3) 契約の相手方は、熊本県会計規則第77条の規定により、県が指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。
また、契約保証金は、契約上の業務を全て履行し、契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。
なお、契約保証金は熊本県会計規則第78条に該当する場合は免除する。
- (4) 11で企画コンペ審査会への参加申込みをした後に、参加を辞退する場合は、企画コンペ審査会辞退届（別添様式4）を令和8年（2026年）5月18日（月）までに提出すること。

<問合せ先>

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

学校事務支援班 担当：池田、松田

〒862-8609 熊本市中央区水前寺 6-18-1

TEL 096-333-2718 FAX 096-383-3915

E-mail ikeda-n-dn@pref.kumamoto.lg.jp